

事前評価調書

I 事業概要					
所管課	漁港漁場課		事業実施課	漁港漁場課	
事業名	水産環境整備事業			予定工期	令和4年度～8年度(5年間)
地区名	沖縄地区	市町村名	-	事業主体	沖縄県・久米島町
事業費	4,330,776 千円		補助率等	○県営:国60%、県40% ○市町村営:国60%、県7/30、市町村5/30	
整備数量	○県営浮魚礁 ・中層型 12工区39基 ・表中層型 6工区 6基 ○市町村営浮魚礁 ・中層型 5工区10基 ●合計 23工区55基 ・中層型 17工区49基 ・表中層型 6工区 6基				
「沖縄21世紀農林水産業振興計画」における位置づけ	基本項目	6	亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備		
	具体項目	(3)	水産業の基盤整備と漁場環境の保全		
	具体施策	ア	水産業の基盤整備		
個別整備計画等の内容	漁港漁場整備長期計画(水産庁、平成29年度～33年度) 重点課題:漁港ストックの最大限の活用と漁村の賑わいの創出				
事業概要	本計画期間(R4～R8)に耐用年数が切れる中層型及び表中層型浮魚礁について、更新整備を行う。				
II 評価					
①事業の必要性・効果	(1) 必要性	本県のサンゴ礁を含む沿岸の水産資源は少産多種という特徴があり、近年は開発行為等の影響を受け減少傾向にある。 そのため、浮魚礁の更新整備を行い、比較的資源量・漁獲量が安定しているマグロやカツオ等の回遊魚を効率的に漁獲し、漁家経営の安定と市場への安定供給を図る。 また、本計画で更新する表中層型浮魚礁について、新たに流出警報装置のシステムを活用して、浮魚礁の位置や水温などの情報を発信することで、漁場選定の際に目安となる潮流・水温といった情報の提供による漁場移動のロスの削減や、浮魚礁探索時間の減少により漁労時間及び経費の軽減を図る。			
	(2) 効果	・比較的資源量の安定した回遊魚を浮魚礁に蝟集させて漁獲することで、漁家経営の安定と水産物の安定供給が図られる。 ・新たに浮魚礁の位置・水温の情報を発信することで、漁労時間の短縮及び燃料費の節減が図られる。			
	(3) 地元の要望及び調整状況	・沖縄県漁業協同組合から全基更新の要望がある。 ・管理については沖縄県浮魚礁(パヤオ)漁業等調整連絡協議会が管理を行う。 ・沖縄県浮魚礁(パヤオ)漁業等調整連絡協議会において計画の承認済み。			
	判定	A	A: 現状の課題等から事業実施の必要性があり、地元の受け入れ体制も確立している。 B: 現状の課題等が十分把握されていない。または地元の受け入れ体制が確立していない。 【理由】本事業により、浮魚礁の更新整備を行い、漁獲の安定と漁業経営の安定が図られ、地元の受け入れ体制も整っている。		

④ 自然環境への配慮等（加対象項目）	(1) 自然環境への配慮	浮魚礁で漁獲されるカツオ・マグロ等の回遊魚は資源量が比較的安定している。耐用年数の切れた浮魚礁を更新する際には、アンカーまで回収することで環境へ悪影響を与えない。	
	(2) 多面的機能の維持等	特に該当なし。	
	(3) 防災・減災効果等	特に該当なし。	
	(4) 第三者の意見聴取	特に該当なし。	
	(5) コスト縮減の取組	既設の浮魚礁の改修、新設の浮魚礁設置等を可能な限り複数地区を共同で発注することでコストの縮減に努める。	
	(6) 事業内容の先導性	今回新たに浮魚礁の位置・水温を発信することにより、事前に漁場の選択が可能になるほか、浮魚礁探索時間が節減され、労働時間の短縮と、漁船の燃料の節減が図られる。	
Ⅲ 評価結果			
評価結果	判定	A	A: 事業実施が妥当である。: 上記①～③の評価ですべてA判定であるもの。 B: 上記以外のもの。
		【理由】上記①～④の評価ですべてA判定であることから、当該事業実施は妥当である。	

事前評価調書

I 事業概要				
所管課	漁港漁場課		事業実施課	漁港漁場課
事業名	水産物供給基盤機能保全事業		予定工期	令和4年度～8年度(5年間)
地区名	嘉手納地区	市町村名	嘉手納町	事業主体
				沖縄県
事業費	425,000 千円		補助率等	国90%、県10%
整備数量	用地護岸(1)L=15.0m、用地護岸(2)L=20.2m、-2.5m物揚場(1)L=109.6m、-2.5m物揚場(2)L=30.0m、係船杭L=114.5m、船揚場L=40.0m、-2.5m航路A=8,133.0m ²			
「沖縄21世紀農 林水産業振興 計画」における 位置づけ	基本項目	6	亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備	
	具体項目	(3)	水産業の基盤整備と漁場環境の保全	
	具体施策	ア	水産業の基盤整備	
個別整備計画 等の内容	漁港漁場整備長期計画(水産庁、平成29年度～33年度) 重点課題: 漁港ストックの最大限の活用と漁村の賑わいの創出			
事業概要	老朽化した用地護岸(1)、用地護岸(2)、-2.5m物揚場(1)、-2.5m物揚場(2)、係船柱、船揚場、-2.5m航路の補修整備を行う。			
II 評価				
①事業の 必要性・ 効果	(1) 必要性	当該施設は、これまで単独費等により適切に管理してきたところであるが、整備後約40年が経過し、老朽化の進行に伴う機能低下が顕在化している。このような状況を放置した場合、漁業活動へ重大な影響を与えることや安全性の低下が懸念されることから、着実な対策が必要となっている。		
	(2) 効果	漁港施設の機能が維持されることで安全・安心な漁業活動の継続が可能となる。また、既存施設を有効に活用し、長寿命化を図ることにより、ライフサイクルコストも配慮した計画的な施設管理が可能となる。		
	地元の要望 (3) 及び調整状 況	安定的な水産物の供給や、漁業者が安全に利用するための施設の老朽化対策については、地元漁業者からの関心も高く、早急な対策が求められている。		
	判定	A	A: 現状の課題等から事業実施の必要性があり、地元の受け入れ体制も確立している。 B: 現状の課題等が十分把握されていない。または地元の受け入れ体制が確立していない。 【理由】 施設機能が低下している状況であり、着実に対策を行う必要がある。施工中の施設利用制限についても漁協等関係者の理解が得られている。	
②事業の 費用対 効果等	(1) 費用対効果 (単位:千円)	効果項目	効果額	概要
		—	—	—
		合計	—	基準年: — 評価期間: —
		総便益B	—	B/C
	総費用C	—	—	—
(2) 費用対効果未 記載の理由	事業要綱要領上、費用対効果算定は不要。			
判定	A	A: 十分な事業効果が期待できる。 B: 十分な事業効果が期待できない。 【理由】 施設の機能維持が実現されることにより、既存施設が発現している便益が維持されることから、十分な事業効果が期待できる。		

③事業の実効性	(1) 事業計画 (予定)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td colspan="3">←→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総事業費(千円)</td> <td colspan="4">425,000</td> </tr> </tbody> </table>						R4	R5	R6	R7	R8	工種区分	調査・設計	←→				工事		←→													総事業費(千円)		425,000			
		R4	R5	R6	R7	R8																																	
	工種区分	調査・設計	←→																																				
工事			←→																																				
総事業費(千円)		425,000																																					
(2) 関係機関等との調整状況	整備内容については、地元漁協等と事前に調整済みであるほか、新規採択に向け水産庁と調整を行っている。																																						
判定	A	A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 十分な事業工期を設定していること、関係機関との調整が図られていることから、当該事業計画は実行性が期待できる。																																					
④自然環境への配慮等（加点対象項目）	(1) 自然環境への配慮	特に該当無し。																																					
	(2) 多面的機能の維持等	特に該当無し。																																					
	(3) 防災・減災効果等	特に該当無し。																																					
	(4) 第三者の意見聴取	特に該当無し。																																					
	(5) コスト縮減の取組	各施設の対策については、評価期間50年間におけるライフサイクルコストを算定し、最も経済的である工法や実施時期を選定している。																																					
	(6) 事業内容の先導性	特に該当無し。																																					
Ⅲ 評価結果																																							
評価結果	判定	A	A: 事業実施が妥当である。:上記①～③の評価ですべてA判定であるもの。 B: 上記以外のもの。 【理由】 上記の①～③の評価ですべてA判定であることから、当該事業実施は妥当である。																																				

事前評価調書

I 事業概要				
所管課	漁港漁場課		事業実施課	漁港漁場課
事業名	水産物供給基盤機能保全事業		予定工期	令和4年度
地区名	沖縄地区	市町村名	国頭村他	事業主体
事業費	100,000 千円		補助率等	国90%、県10%
整備数量	機能保全計画の見直し 4漁港(宜名真漁港、安田漁港、池間漁港、宜野湾漁港)			
「沖縄21世紀農 林水産業振興 計画」における 位置づけ	基本項目	6	亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備	
	具体項目	(3)	水産業の基盤整備と漁場環境の保全	
	具体施策	ア	水産業の基盤整備	
個別整備計画 等の内容	漁港漁場整備長期計画(水産庁、平成29年度～33年度) 重点課題: 漁港ストックの最大限の活用と漁村の賑わいの創出			
事業概要	機能保全計画書策定から10年経過した漁港施設において更新を行う。			
II 評価				
① 事業の 必要性・ 効果	(1) 必要性	漁港施設の機能保全計画策定から10年が経過、定期点検を実施すべき時期に入っているため、予防保全による漁港施設の適切な保全対策の観点から施設の老朽化状況を踏まえ機能保全計画を見直し、漁港施設の機能を計画的に保全することができる。		
	(2) 効果	漁港施設の機能が維持されることで安全・安心な漁業活動の継続が可能となる。また、既存施設を有効に活用し、長寿命化を図ることにより、ライフサイクルコストも配慮した計画的な施設管理が可能となる。		
	地元の要望 (3) 及び調整状 況	安定的な水産物の供給や、漁業者が安全に利用するための施設の老朽化対策については、地元漁業者からの関心も高く、早急な対策が求められている。		
	判定	A	A: 現状の課題等から事業実施の必要性があり、地元の受け入れ体制も確立している。 B: 現状の課題等が十分把握されていない。または地元の受け入れ体制が確立していない。 【理由】 既存施設を有効に活用し、長寿命化を図るためにも着実に機能保全計画の更新を行う必要がある。	
② 事業の 費用対 効果等	(1) 費用対効果 (単位:千円)	効果項目	効果額	概要
		—	—	—
		合計	—	基準年: — 評価期間: —
		総便益B	—	B/C
	総費用C	—	—	—
(2) 費用対効果未 記載の理由	事業要綱要領上、費用対効果算定は不要。			
判定	A	A: 十分な事業効果が期待できる。 B: 十分な事業効果が期待できない。 【理由】 施設の機能維持が実現されることにより、既存施設が発現している便益が維持されることから、十分な事業効果が期待できる。		

③事業の実効性	(1) 事業計画 (予定)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td>R4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総事業費(千円)</td> <td colspan="4">100,000</td> </tr> </table>							R4				工種区分	調査・設計	←→																			総事業費(千円)		100,000			
			R4																																				
	工種区分	調査・設計	←→																																				
総事業費(千円)		100,000																																					
(2) 関係機関等との調整状況	整備内容については、地元漁協等と事前に調整済みである。																																						
判定	A	A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 十分な事業工期を設定していること、関係機関との調整が図られていることから、当該事業計画は実行性が期待できる。																																					
④自然環境への配慮等（加点対象項目）	(1) 自然環境への配慮	特に該当無し。																																					
	(2) 多面的機能の維持等	特に該当無し。																																					
	(3) 防災・減災効果等	特に該当無し。																																					
	(4) 第三者の意見聴取	特に該当無し。																																					
	(5) コスト縮減の取組	特に該当無し。																																					
	(6) 事業内容の先導性	特に該当無し。																																					
Ⅲ 評価結果																																							
評価結果	判定	A	A: 事業実施が妥当である。:上記①～③の評価ですべてA判定であるもの。 B: 上記以外のもの。 【理由】 上記の①～③の評価ですべてA判定であることから、当該事業実施は妥当である。																																				

事前評価調書

I 事業概要				
所管課	漁港漁場課		事業実施課	漁港漁場課
事業名	水産物供給基盤機能保全事業		予定工期	令和4年度
地区名	塩屋地区	市町村名	大宜味村	事業主体
				大宜味村
事業費	20,000 千円		補助率等	国90%、村10%
整備数量	浮棧橋 L=9.7m			
「沖縄21世紀農 林水産業振興 計画」における 位置づけ	基本項目	6	亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備	
	具体項目	(3)	水産業の基盤整備と漁場環境の保全	
	具体施策	ア	水産業の基盤整備	
個別整備計画 等の内容	漁港漁場整備長期計画(水産庁、平成29年度～33年度) 重点課題: 漁港ストックの最大限の活用と漁村の賑わいの創出			
事業概要	老朽化した浮棧橋の補修整備を行う。			
II 評価				
① 事業の 必要性・ 効果	(1) 必要性	当該施設はこれまで適切に管理してきたところであるが、老朽化の進行に伴い重防食の剥離及びパイルガイドが破損し機能低下が顕在化している。現在使用可能ではあるもののこの状況を放置した場合、陸揚作業等の漁業活動へ重大な影響を与えることや安全性の低下が懸念されることから、着実な対策が必要となっている。また、施設の機能診断を実施しており、重防食の剥がれと腐食が確認できることから早急な対策が必要である『B』判定という健全度評価の結果となっている。		
	(2) 効果	漁港施設の機能が維持されることで安全・安心な漁業活動の継続が可能となる。また、既存施設を有効に活用し、長寿命化を図ることにより、ライフサイクルコストも配慮した計画的な施設管理が可能となる。		
	(3) 地元の要望 及び調整状 況	安定的な水産物の供給や、漁業者が安全に利用するための施設の老朽化対策については、地元漁業者からの関心も高く、早急な対策が求められている。		
	判定	A	A: 現状の課題等から事業実施の必要性があり、地元の受け入れ体制も確立している。 B: 現状の課題等が十分把握されていない。または地元の受け入れ体制が確立していない。	
		【理由】 施設機能が低下している状況であり、着実に対策を行う必要がある。施工中の施設利用制限についても漁協等関係者の理解が得られている。		
② 事業の 費用対 効果等	(1) 費用対効果 (単位:千円)	効果項目	効果額	概要
		—	—	—
		合計	—	基準年: - 評価期間: -
		総便益B	—	B/C
	総費用C	—	計算式	
(2) 費用対効果未 記載の理由	事業要綱要領上、費用対効果算定は不要。			
判定	A	A: 十分な事業効果が期待できる。 B: 十分な事業効果が期待できない。		
		【理由】 施設の機能維持が実現されることにより、既存施設が発現している便益が維持されることから、十分な事業効果が期待できる。		

③事業の実効性	(1) 事業計画 (予定)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総事業費(千円)</td> <td colspan="5">20,000</td> </tr> </tbody> </table>						R4	R5	R6	R7	R8	工種区分	調査・設計	←→					工事	←→																	総事業費(千円)		20,000				
		R4	R5	R6	R7	R8																																						
	工種区分	調査・設計	←→																																									
工事		←→																																										
総事業費(千円)		20,000																																										
(2) 関係機関等との調整状況	整備内容については、地元漁協等と事前に調整済みであるほか、新規採択に向け水産庁と調整を行っている。																																											
判定	A	A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。																																										
		【理由】 十分な事業工期を設定していること、関係機関との調整が図られていることから、当該事業計画は実行性が期待できる。																																										
④自然環境への配慮等（加点对象項目）	(1) 自然環境への配慮	特に該当無し。																																										
	(2) 多面的機能の維持等	特に該当無し。																																										
	(3) 防災・減災効果等	特に該当無し。																																										
	(4) 第三者の意見聴取	特に該当無し。																																										
	(5) コスト縮減の取組	各施設の対策については、評価期間50年間におけるライフサイクルコストを算定し、最も経済的である工法や実施時期を選定している。																																										
	(6) 事業内容の先導性	特に該当無し。																																										
Ⅲ 評価結果																																												
評価結果	判定	A	A: 事業実施が妥当である。:上記①～③の評価ですべてA判定であるもの。 B: 上記以外のもの。																																									
			【理由】 上記の①～③の評価ですべてA判定であることから、当該事業実施は妥当である。																																									

事前評価調書

I 事業概要				
所管課	漁港漁場課		事業実施課	漁港漁場課
事業名	漁村地域整備交付金			予定工期 令和4年度～7年度(4年間)
地区名	浜川地区	市町村名	北谷町	事業主体 北谷町
事業費	300,000 千円		補助率等	漁港施設 国75%、県10%、市町村15%
整備数量	外郭施設: 第1突堤L=35m 係留施設: 西側岸壁L=133m、北側岸壁L=150m、船揚場L=40m			
「沖縄21世紀農林水産業振興計画」における位置づけ	基本項目	6	亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備	
	具体項目	(3)	水産業の基盤整備と漁場環境の保全	
	具体施策	ア	水産業の基盤整備	
個別整備計画等の内容	漁港漁場整備長期計画(水産庁、平成29年度～33年度) 重点課題: 漁港ストックの最大限の活用と漁村の賑わいの創出			
事業概要	船揚場先端改良、第1突堤の新設、また西側岸壁及び北側岸壁の附帯施設(防舷材、係船柱)を適切な間隔で設置することで安全性及び利便性の向上を図る。			
II 評価				
①事業の必要性・効果	(1) 必要性	<p>浜川漁港は、南側にマリンリゾート施設が立ち並ぶフィッシャリーナと接し、北側は遊歩道が整備され観光客等で賑わう宮城海岸と接している。当漁港はパヤオを利用したまぐろ一本釣り、素潜り漁が主体に営まれており、近年は販路拡大を図るため、水産加工施設等の施設整備が検討されている。</p> <p>当該漁港の船揚場の先端水深が浅く、斜路勾配が急勾配となっていることから、漁船上架作業の際に潮位の制約を受けているほか、漁船を降ろす際に泊地に船台が落ちないように注意を要する構造となっている。また、西側岸壁、北側岸壁において防舷材や係船柱の老朽化が著しい上に設置間隔が10m以上となっているため岸壁を有効に利用出来ない状況にある。</p>		
	(2) 効果	<p>船揚場の先端改良を行うことで、潮位差に左右されずに常時利用可能となり、また斜路勾配を改良することで、安全に上下架作業を行うことができる。</p> <p>また、岸壁附帯施設(防舷材及び係船柱)を適切な間隔で設置することにより、岸壁の有効利用が促進される。</p>		
	(3) 地元の要望及び調整状況	事業内容については、漁業協同組合の要望事項を反映させている。		
	判定	A	<p>A: 現状の課題等から事業実施の必要性があり、地元の受け入れ体制も確立している。</p> <p>B: 現状の課題等が十分把握されていない。または地元の受け入れ体制が確立していない。</p> <p>【理由】 本事業で現状の課題に対応した漁港施設等の整備を行うことにより、安全で快適な漁業活動が確保される。また、地元の受入体制も整っている。</p>	

②事業の費用対効果等	費用対効果 (1) (単位:千円)	効果項目	効果額	概要																																		
		—	—	—																																		
		合計	—	基準年: — 評価期間: —																																		
		総便益B	—	B/C	—	計算式																																
		総費用C	—				—																															
(2) 費用対効果未記載の理由	事業要綱要領上、費用対効果の算定は不用。																																					
判定	A	A: 十分な事業効果が期待できる。 B: 十分な事業効果が期待できない。																																				
	【理由】 漁村再生計画に基づき整備されるものであり、施設の機能高度化が図られることから当該事業実施は妥当である。																																					
③事業の実効性	(1) 事業計画 (予定)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td colspan="3">←→</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総事業費(千円)</td> <td colspan="4">300,000</td> </tr> </tbody> </table>							R4	R5	R6	R7	R8	工種区分	調査・設計	←→					工事		←→										総事業費(千円)		300,000			
			R4	R5	R6	R7	R8																															
	工種区分	調査・設計	←→																																			
		工事		←→																																		
総事業費(千円)		300,000																																				
(2) 関係機関等との調整状況	事業内容については、地元漁業協同組合と事前に調整済である。																																					
判定	A	A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。																																				
	【理由】 事業実行を妨げる要因は特になく、事業計画の実効性は期待できる。																																					
④自然環境への配慮等 (加点対象項目)	(1) 自然環境への配慮	特に該当無し。																																				
	(2) 多面的機能の維持等	特に該当無し。																																				
	(3) 防災・減災効果等	船揚場の勾配を緩やかにすることにより、漁船の上下架作業時の安全性向上を図る計画となっている。																																				
	(4) 第三者の意見聴取	特に該当無し。																																				
	(5) コスト縮減の取組	特に該当無し。																																				
	(6) 事業内容の先導性	特に該当無し。																																				

Ⅲ 評価結果			
評価結果	判定	A	A: 事業実施が妥当である。:上記①～③の評価ですべてA判定であるもの。 B: 上記以外のもの。
		【理由】	上記①～③の評価で全てA判定であることから、当該事業実施は妥当である。

事前評価調書

I 事業概要				
所管課	漁港漁場課		事業実施課	漁港漁場課
事業名	漁港機能増進事業			予定工期 令和4年度
地区名	塩屋地区	市町村名	大宜味村	事業主体 大宜味村
事業費	15,000 千円		補助率等	国90%、県10%
整備数量	第1防波堤L=50m、-2.5m物揚場L=140m			
「沖縄21世紀農林水産業振興計画」における位置づけ	基本項目	6	亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備	
	具体項目	(3)	水産業の基盤整備と漁場環境の保全	
	具体施策	ア	水産業の基盤整備	
個別整備計画等の内容	漁港漁場整備長期計画(水産庁、平成29年度～33年度) 重点課題: 漁港ストックの最大限の活用と漁村の賑わいの創出			
事業概要	第1防波堤、-2.5m物揚場は昭和62年に整備され、これまでも機能保全計画に基づき管理を行ってきた。平成27年度に機能保全計画書の策定を行った結果、令和元年度～令和3年度にかけてエプロン等の保全工事を実施したところである。令和4年度に本事業において、機能保全事業で対象外となっている附帯施設の老朽化した係船柱、係船環、車止めについて更新整備を行う。			
II 評価				
① 事業の必要性・効果	(1) 必要性	当地区は、沖縄県北部の大宜味村の中間に位置し、東シナ海に面する西海岸沿いであり、主に潜水器漁業及び海藻類養殖が盛んに行われている本村唯一の漁港である。一方で係船柱や係船環および車止めが経年劣化により機能が低下しており、岸壁の利用に支障をきたしているため、安全対策を施す必要がある。		
	(2) 効果	漁港施設の機能が回復されることで、安全・安心な漁業活動の維持が可能になる。		
	(3) 地元の要望及び調整状況	係船柱や係船環および車止めの更新により、安全に係留が可能となるため、地元の要望は強く、事業内容について地元の理解は得られている。		
	判定	A	A: 現状の課題等から事業実施の必要性があり、地元の受け入れ体制も確立している。 B: 現状の課題等が十分把握されていない。または地元の受け入れ体制が確立していない。	
		【理由】 現状で施設の機能が低下しているため、事業実施の必要性がある。施工中の施設利用制限についても漁協等関係者の理解が得られている。		
② 事業の費用対効果等	(1) 費用対効果 (単位:千円)	効果項目	効果額	概要
		—	—	—
		合計	—	基準年: — 評価期間: —
		総便益B	—	B/C
	総費用C	—		計算式 —
(2) 費用対効果未記載の理由	事業要綱要領上、費用対効果算定は不要。			
判定	A	A: 十分な事業効果が期待できる。 B: 十分な事業効果が期待できない。		
		【理由】 施設の機能維持が実現されることにより、既存施設が発現している便益が維持されることから、十分な事業効果が期待できる。		

③事業の実効性	(1) 事業計画 (予定)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"> </td> <td>R4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">工種区分</td> <td>工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総事業費(千円)</td> <td colspan="5">15,000</td> </tr> </table>							R4										工種区分	工事																								総事業費(千円)		15,000				
			R4																																															
工種区分	工事																																																	
総事業費(千円)		15,000																																																
(2) 関係機関等との調整状況	整備内容について、地元漁協等と事前調整済みである。																																																	
判定	<p>A A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】 関係機関との調整が図られ同意も取れていることから、事業計画の実効性は期待できる。</p>																																																	
④自然環境への配慮等（加対象項目）	(1) 自然環境への配慮	特に該当無し。																																																
	(2) 多面的機能の維持等	特に該当無し。																																																
	(3) 防災・減災効果等	特に該当無し。																																																
	(4) 第三者の意見聴取	特に該当無し。																																																
	(5) コスト縮減の取組	特に該当無し。																																																
	(6) 事業内容の先導性	特に該当無し。																																																
Ⅲ 評価結果																																																		
評価結果	判定	<p>A A: 事業実施が妥当である。:上記①～③の評価ですべてA判定であるもの。 B: 上記以外のもの。</p> <p>【理由】 事業の必要性・効果、費用対効果等及び実効性についてA判定であることから、当該地区の評価結果としてはAである。</p>																																																

事前評価調書

I 事業概要						
所管課	漁港漁場課		事業実施課	漁港漁場課		
事業名	漁港機能増進事業			予定工期	令和4年度	
地区名	糸満地区	市町村名	糸満市	事業主体	沖縄県	
事業費	15,000 千円		補助率等	国1/3、県2/3		
整備数量	廃船処理 1隻					
「沖縄21世紀農林水産業振興計画」における位置づけ	基本項目	6	亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備			
	具体項目	(3)	水産業の基盤整備と漁場環境の保全			
	具体施策	ア	水産業の基盤整備			
個別整備計画等の内容	計画名: 沖縄県管理漁港放置艇対策5ヶ年計画 内容: 放置艇の解消					
事業概要	放置艇の処理(撤去)を行う。					
II 評価						
① 事業の必要性・効果	(1) 必要性	糸満漁港内には49隻の放置艇があり、所有者を探索し、指導を行っているが、移動・撤去されないものもあり、漁港の適正な維持、保全及び運営に支障をきたしている。 うち1隻(廃船)は、岸壁横に放置されており、オイルの漁港水域内への流出による汚染等が危惧されている状態であるが、所有者の経済的事情などから撤去される見込みがない。 本県は台風の襲来が多く、船体の劣化も進行していることから、廃船を放置することによる水域の汚染を未然に防ぐため、県が廃船を処理する必要がある。				
	(2) 効果	(1)のとおり、漁港の水域環境の保全のほか、廃船があることによる景観上の問題、漁港の整備や利用の支障の除去などの効果がある。				
	(3) 地元の要望及び調整状況	地元から県議を通じ、放置艇撤去の要望がある。また、令和3年度の県の農林水産部と南部市町村との行政懇談会においても、糸満市から廃船処理の要望が出されている。 南部地区放置艇等処理方針協議会において糸満市、糸満漁協等と協議済みである。				
	判定	A	A: 現状の課題等から事業実施の必要性があり、地元の受け入れ体制も確立している。 B: 現状の課題等が十分把握されていない。または地元の受け入れ体制が確立していない。 【理由】 放置艇により漁港の適正な維持、保全及び運営に支障をきたしており、所有者には何度も撤去を求めたが、経済的事情により所有者による撤去が見込まれない。よって、県がこれを撤去せざるを得ない。			
② 事業の費用対効果等	(1) 費用対効果(単位:千円)	効果項目	効果額	概要		
		避難・救助・災害対策効果	17,316	廃船からビルジ(油混じり汚水)が港内水域に流出した場合の回収作業並びに他の船舶の洗浄作業及び洗浄作業期間の損失を回避する効果		
		合計	17,316	基準年: 令和3年度	評価期間: 1年	
		総便益B	16,017	B/C	1.22	計算式 16,017/13,118=1.22
	総費用C	13,118				
(2) 費用対効果未記載の理由	-					
判定	A	A: 十分な事業効果が期待できる。 B: 十分な事業効果が期待できない。 【理由】 費用対効果結果から当該事業は、妥当である。				

③事業の実効性	(1) 事業計画 (予定)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">工種区分</td> <td>廃船処理</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総事業費(千円)</td> <td colspan="5">15,000</td> </tr> </tbody> </table>						R4	R5	R6	R7	R8	工種区分	廃船処理	←→																							総事業費(千円)		15,000				
		R4	R5	R6	R7	R8																																						
	工種区分	廃船処理	←→																																									
総事業費(千円)		15,000																																										
(2) 関係機関等との調整状況	南部地区放置艇等処理方針協議会において系満市、系満漁協等と協議済みである。																																											
判定	A A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 船舶が放置されていることによる支障が除去される。																																											
④自然環境への配慮等 (加点対象項目)	(1) 自然環境への配慮	油の流出による水域環境の汚染を防止し、景観の改善につながる。																																										
	(2) 多面的機能の維持等	特に該当無し。																																										
	(3) 防災・減災効果等	火災時や台風時、油流出時の他の船舶への被害を未然に防止する。																																										
	(4) 第三者の意見聴取	特に該当無し。																																										
	(5) コスト縮減の取組	特に該当無し。																																										
	(6) 事業内容の先導性	特に該当無し。																																										
Ⅲ 評価結果																																												
評価結果	判定	A A: 事業実施が妥当である。:上記①～③の評価ですべてA判定であるもの。 B: 上記以外のもの。 【理由】 上記①～③の評価ですべてA判定であることから、当該事業実施は妥当である。																																										

事前評価調査書

I 事業概要				
所管課	漁港漁場課		事業実施課	漁港漁場課
事業名	漁港機能増進事業			予定工期 令和4年度
地区名	南大東地区	市町村名	南大東村、北大東村	事業主体 沖縄県
事業費	12,000 千円		補助率等	国50%、県50%
整備数量	監視カメラ設置 一式(南大東地区3基、北大東地区3基)			
「沖縄21世紀農 林水産業振興 計画」における 位置づけ	基本項目	6	亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備	
	具体項目	(3)	水産業の基盤整備と漁場環境の保全	
	具体施策	ア	水産業の基盤整備	
個別整備計画 等の内容	漁港漁場整備長期計画(水産庁、平成29年度～33年度) 重点課題:漁港ストックの最大限の活用と漁村の賑わいの創出			
事業概要	当漁港南大東地区及び北大東地区において、港内の泊地や係留施設の静穏状況等を確認するための遠隔カメラを設置する。 これにより、漁業者が入港前に港内の状況等を把握することが可能となり、計画的かつ円滑な避難作業が可能となることを目指す。 さらに、夜間や荒天時における防犯対策、標識灯の点灯状況等、漁港施設の機能維持・安全確認作業の遠隔化を図る。			
II 評価				
①事業の 必要性・ 効果	(1) 必要性	南大東漁港は、沖縄本島の東方約360kmの大東諸島(南大東島、北大東島)に位置している第4種漁港である。 周辺海域はマグロ類やサワラ、ソデイカの好漁場となっていることから、主に県内外来漁船の漁場開発、避難前進基地としての機能を担っている。 当該海域は海象条件が厳しいことから、周辺で操業する県内外の漁船が円滑に避難係留することが重要であるが、現状では洋上で港内の状況が確認出来ないため、入港後に係留作業を断念するなど、非効率な漁業活動を強いられている。このため、計画的な避難作業を可能とするための取り組みが必要となっている。		
	(2) 効果	監視カメラの映像をYouTube等の汎用性の高いコンテンツを用いて配信することで、漁業者が常時港内の静穏性や係留状況等を確認することが可能となり、計画的なかつ円滑な避難作業が可能となる。これにより、避難係留に要した移動経費を削減することが期待される。また、地元水産組合において実施している港内パトロール作業時間の短縮が期待される。		
	地元の要望 (3) 及び調整状況	地元の水産団体(南大東村漁業組合、北大東村水産組合)のほか、主にソデイカ漁期での利用頻度の高い糸満漁業協同組合、与那原・西原町漁業協同組合とも整備の必要性について意見交換を行っており、早期の整備要望を受けている。		
	判定	A	A: 現状の課題等から事業実施の必要性があり、地元の受け入れ体制も確立している。 B: 現状の課題等が十分把握されていない。または地元の受け入れ体制が確立していない。	
		【理由】 本事業により、効率的かつ計画的な漁業活動が可能となり、かつ、地元の受け入れ体制も整っている。		

②事業の費用対効果等	費用対効果 (1) (単位:千円)	効果項目	効果額	概要																													
		水産物生産コストの削減効果	9,859	・外来漁船の移動経費削減 ・地元漁業者の見回り経費削減																													
		合計	9,859	基準年: - 評価期間: 6年																													
		総便益B	49,700	B/C	4.74	計算式B/C= 49,700/10,494=4.74																											
		総費用C	10,494																														
(2) 費用対効果未記載の理由	-																																
判定	A	A: 十分な事業効果が期待できる。 B: 十分な事業効果が期待できない。 【理由】 費用対効果結果から当該事業実施は妥当である。																															
③事業の実効性	(1) 事業計画 (予定)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td>監視カメラ設置</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">←→</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総事業費(千円)</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">12,000</td> </tr> </tbody> </table>							R4	R5	R6	R7	R8	工種区分	監視カメラ設置	←→											総事業費(千円)		12,000				
			R4	R5	R6	R7	R8																										
	工種区分	監視カメラ設置	←→																														
総事業費(千円)		12,000																															
(2) 関係機関等との調整状況	<p>地元の水産団体(南大東村漁業組合、北大東村水産組合)、糸満漁業協同組合、与那原・西原町漁業協同組合、行政機関(南大東村、北大東村)に対して事業内容等を調整している。</p> <p>また、ICT技術を活用した先進的な取り組みであることから、国の長期計画に沿った取り組みとなっている。</p>																																
判定	A	A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 地元の水産団体及びその他漁業団体との調整も整っており、実効性が高い。																															
④自然環境への配慮等(加点対象項目)	(1) 自然環境への配慮	特に該当無し。																															
	(2) 多面的機能の維持等	特に該当無し。																															
	(3) 防災・減災効果等	入港前に計画的な避難計画を立てることが可能となり、無理な係留の防止にも繋がることから、漁船の損傷被害の未然防止に繋がる取り組みである。																															
	(4) 第三者の意見聴取	特に該当無し。																															
	(5) コスト削減の取組	特に該当無し。																															
	(6) 事業内容の先導性	ICT技術を活用し漁港機能の向上にI取り組む沖縄県内初の事例であり、先導性が高い。																															
Ⅲ 評価結果																																	
評価結果	判定	A	A: 事業実施が妥当である。: 上記①～③の評価ですべてA判定であるもの。 B: 上記以外のもの。																														
		【理由】 全ての評価項目でA判定となっているため、事業実施が妥当であると判断した。																															

事前評価調書

I 事業概要				
所管課	漁港漁場課		事業実施課	漁港漁場課
事業名	漁港機能増進事業			予定工期 令和4年度
地区名	博愛地区	市町村名	宮古島市	事業主体 沖縄県
事業費	30,000 千円		補助率等	国90%、県10%
整備数量	機能保全計画の見直し			
「沖縄21世紀農 林水産業振興 計画」における 位置づけ	基本項目	6	亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備	
	具体項目	(3)	水産業の基盤整備と漁場環境の保全	
	具体施策	ア	水産業の基盤整備	
個別整備計画 等の内容	漁港漁場整備長期計画(水産庁、平成29年度～33年度) 重点課題: 漁港ストックの最大限の活用と漁村の賑わいの創出			
事業概要	機能保全計画書策定から8年経過した漁港施設において更新を行う。			
II 評価				
①事業の 必要性・ 効果	(1) 必要性	漁港施設の機能保全計画策定から8年が経過、定期点検を実施すべき時期に入っているため、予防保全による漁港施設の適切な保全対策の観点から施設の老朽化状況を踏まえ機能保全計画を見直し、漁港施設の機能を計画的に保全することができる。		
	(2) 効果	漁港施設の機能が維持されることで安全・安心な漁業活動の継続が可能となる。また、既存施設を有効に活用し、長寿命化を図ることにより、ライフサイクルコストも配慮した計画的な施設管理が可能となる。		
	地元の要望 (3) 及び調整状 況	安定的な水産物の供給や、漁業者が安全に利用するための施設の老朽化対策については、地元漁業者からの関心も高く、早急な対策が求められている。		
	判定	A	A: 現状の課題等から事業実施の必要性があり、地元の受け入れ体制も確立している。 B: 現状の課題等が十分把握されていない。または地元の受け入れ体制が確立していない。 【理由】 既存施設を有効に活用し、長寿命化を図るためにも着実に機能保全計画の更新を行う必要がある。	
②事業の 費用対 効果等	(1) 費用対効果 (単位:千円)	効果項目	効果額	概要
		—	—	—
		合計	—	基準年: — 評価期間: —
		総便益B	—	B/C
	総費用C	—	—	—
(2) 費用対効果未 記載の理由	事業要綱要領上、費用対効果算定は不要。			
判定	A	A: 十分な事業効果が期待できる。 B: 十分な事業効果が期待できない。 【理由】 施設の状態を的確に把握し、計画的な保全工事を実施できることから、十分な事業効果が期待できる。		

③事業の実効性	(1) 事業計画 (予定)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td>R4</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総事業費(千円)</td> <td colspan="4">30,000</td> </tr> </table>							R4				工種区分	調査・設計	←→																			総事業費(千円)		30,000			
			R4																																				
	工種区分	調査・設計	←→																																				
総事業費(千円)		30,000																																					
(2) 関係機関等との調整状況	整備内容については、地元漁協等と事前に調整済みである。																																						
判定	A	A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。 【理由】 十分な事業工期を設定していること、関係機関との調整が図られていることから、当該事業計画は実行性が期待できる。																																					
④自然環境への配慮等（加点対象項目）	(1) 自然環境への配慮	特に該当無し。																																					
	(2) 多面的機能の維持等	特に該当無し。																																					
	(3) 防災・減災効果等	特に該当無し。																																					
	(4) 第三者の意見聴取	特に該当無し。																																					
	(5) コスト縮減の取組	特に該当無し。																																					
	(6) 事業内容の先導性	特に該当無し。																																					
III 評価結果																																							
評価結果	判定	A	A: 事業実施が妥当である。:上記①～③の評価ですべてA判定であるもの。 B: 上記以外のもの。 【理由】 上記の①～③の評価ですべてA判定であることから、当該事業実施は妥当である。																																				

事前評価調書

I 事業概要					
所管課	漁港漁場課		事業実施課	漁港漁場課	
事業名	漁港機能増進事業			予定工期	令和4年度
地区名	保良地区	市町村名	宮古島市	事業主体	宮古島市
事業費	40,000 千円		補助率等	国90%、市10%	
整備数量	-2.5m航路=10,816㎡				
「沖縄21世紀農林水産業振興計画」における位置づけ	基本項目	6	亜熱帯・島しょ性に適合した農林水産業の基盤整備		
	具体項目	(3)	水産業の基盤整備と漁場環境の保全		
	具体施策	ア	水産業の基盤整備		
個別整備計画等の内容	漁港漁場整備長期計画(水産庁、平成29年度～33年度) 重点課題:漁港ストックの最大限の活用と漁村の賑わいの創出				
事業概要	航路が堆積しており、安全な航行及び係留に支障が出ていることから浚渫を行うことにより、安心・安全な漁業活動の確保を図る。				
II 評価					
①事業の必要性・効果	(1) 必要性	保良漁港は宮古島の南岸域に位置し、沖合の浮魚礁を利用したマグロ漁業や沿岸域の潜水器漁業及び刺し網等が行われており、当漁港は地域の沿岸漁業の拠点港としての役割を担っている。 これまで、航路が堆積しているため、船底やスクリューが破損するなど漁船の安全な航行が確保されておらず、早急な対応が求められている。このことから、浚渫を行い漁港施設の機能が維持されることで安心・安全な漁港活動の確保を図る必要がある。			
	(2) 効果	航路を浚渫することで、適正な水深を確保し漁港施設の機能が維持されることで安全・安心な漁業活動の継続が可能となる。			
	地元の要望及び調整状況	地元漁協組合と整備の必要性について意見交換を行っており、早期の整備要望を受けている。			
	判定	A	A: 現状の課題等から事業実施の必要性があり、地元の受け入れ体制も確立している。 B: 現状の課題等が十分把握されていない。または地元の受け入れ体制が確立していない。		
		【理由】 本事業により、効率的かつ計画的な漁業活動が可能となり、かつ、地元の受け入れ体制も整っている。			

② 事業の費用対効果等	費用対効果 (1) (単位:千円)	効果項目	効果額	概要																																				
		—	—	—																																				
		合計	—	基準年: —	評価期間: —																																			
		総便益B	—	B/C	—	計算式																																		
		総費用C	—				—																																	
(2) 費用対効果未記載の理由	事業要綱要領上、費用対効果算定は不用。																																							
判定	A	A: 十分な事業効果が期待できる。 B: 十分な事業効果が期待できない。																																						
	【理由】	施設の機能回復が実現されることにより、既存施設が発現している便益が維持されることから、十分な事業効果が期待できる。																																						
③ 事業の実効性	(1) 事業計画 (予定)	<table border="1"> <tr> <td colspan="2"></td> <td>R4</td> <td>R5</td> <td>R6</td> <td>R7</td> <td>R8</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工種区分</td> <td>工事</td> <td colspan="2">←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">総事業費(千円)</td> <td colspan="5">40,000</td> </tr> </table>							R4	R5	R6	R7	R8	工種区分	工事	←→																		総事業費(千円)		40,000				
			R4	R5	R6	R7	R8																																	
	工種区分	工事	←→																																					
総事業費(千円)		40,000																																						
(2) 関係機関等との調整状況	地元漁協と事前に調整済みである。																																							
判定	A	A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。																																						
	【理由】	地元の漁協との調整も整っており、実効性が高い。																																						
④ 自然環境への配慮等 (加点对象項目)	(1) 自然環境への配慮	特に該当無し。																																						
	(2) 多面的機能の維持等	特に該当無し。																																						
	(3) 防災・減災効果等	特に該当無し。																																						
	(4) 第三者の意見聴取	特に該当無し。																																						
	(5) コスト縮減の取組	特に該当無し。																																						
	(6) 事業内容の先導性	特に該当無し。																																						
III 評価結果																																								
評価結果	判定	A	A: 事業実施が妥当である。: 上記①～③の評価ですべてA判定であるもの。 B: 上記以外のもの。																																					
		【理由】	全ての評価項目でA判定となっているため、事業実施が妥当であると判断した。																																					